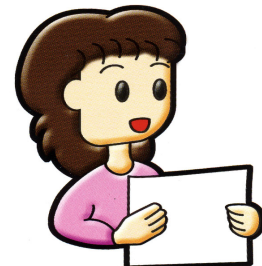


# 個人情報保護制度とは

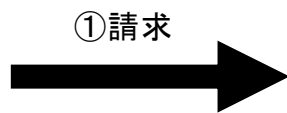
市が保有する個人情報の取扱いについて、一定のルールを設け個人情報の保護を図るとともに、市民の皆さんなどが自分に関する個人情報の開示、訂正、利用停止を求めることができる制度です。

## 開示、訂正、利用停止の請求から決定、開示等の実施まで

- **開示請求できるのは誰ですか？**  
どなたでも、市の実施機関が保有する自分に関する個人情報について、開示請求をすることができます。
- **訂正請求できるのは誰ですか？**  
どなたでも、開示請求により開示を受けた自分に関する保有個人情報の内容が事実でないと思われるときは、その情報の訂正を請求することができます。
- **利用停止請求できるのは誰ですか？**  
どなたでも、開示請求により開示を受けた自分に関する保有個人情報、市の実施機関の個人情報の取扱いに違反して取り扱われていると思われるときは、その保有個人情報の利用停止を請求することができます。



請求者



情報公開コーナー

- **各請求の手続きはどうするのですか？**  
それぞれ所定の請求書に住所、氏名等必要事項を記入して情報公開コーナー（法務文書課内）又は各総合支所総務課に提出してください。併せて、請求者の本人確認書類（運転免許証、旅券等）を提示、又は提出してください。  
直接窓口においでになれない場合は、請求者の本人確認書類と住民票を添え、郵送で請求することもできます。  
また、代理人が請求する場合は代理人の本人確認書類、代理人の資格を証する書類の添付が、代理人が郵送で請求する場合は前述の書類に加え、住民票の添付が必要です。  
なお、所定の請求書は、情報公開コーナーに備え付けてあるほか、市ホームページからダウンロードできます。

② 請求書の送付

## ● 制度を実施する機関（実施機関）は？

市長、上下水道事業管理者、  
教育委員会、  
選挙管理委員会、  
監査委員、農業委員会、  
固定資産評価審査委員会



実施機関（各所管課等）



実施機関（各所管課等）

④-1

開示

④-2

訂正  
利用停止

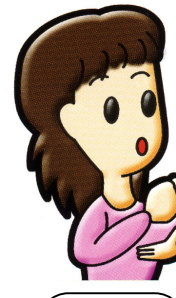
④-3

不開示  
部分開示  
不訂正  
部分訂正  
利用不停止  
部分利用停止

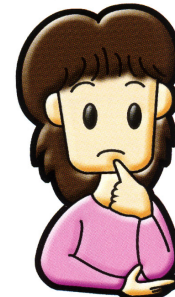
⑧ 審査請求に対する裁決

⑤ 実施機関に審査請求

③ 決定通知書の送付



納得



不満

## ● 開示の方法と費用負担は？

決定通知書でお知らせした日時・場所で、保有個人情報の閲覧、視聴又は写しの交付を行います。写しの送付を希望することもできます。この際、開示決定通知書と請求のときに提示した請求者本人であることを示す書類（運転免許証、旅券等を持参してください。）

ご負担していただく費用は次のとおりです。

閲覧、視聴……	無料
写しの交付……	白黒（A3版まで）1面 10円
	カラー（A3版まで）1面 50円
	その他 実費
複写したもの…	実費
送 料……	郵便料

## ● すべての情報が公開されるのですか？

開示請求のあった保有個人情報は、原則として開示されることとなっていますが、市において開示決定すべき情報に次のいずれかの情報が含まれる場合は開示されないこともあります。

- ① 請求者（本人に代わって代理人が請求する場合は、当該本人をいう。以下同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- ② 請求者以外の特定の個人を識別することができる情報や特定の個人を識別することができないが、開示することによって個人の権利利益を害するおそれがある情報
- ③ 法人等又は事業を営む個人の当該事業の情報であって次に掲げるもの
  - ・その法人や個人の正当な利益を害するおそれがあるもの
  - ・実施機関の要請を受け、開示しない条件で任意に提供されたもの
- ④ 市、国、県などの審議、検討又は協議に関する情報で、開示することにより、意思決定の中立性が不当に損なわれたり、特定の者に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれのある情報
- ⑤ 市、国、県などが行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報であって、次に掲げるおそれがあるもの
  - ・国の安全が害され、他国等との信頼関係が損なわれ、又は他国等との交渉上不利益を被るおそれ
  - ・犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
  - ・監査、検査、試験等に係る事務について正確な事実の把握又は違法な行為の発見等を困難にするおそれ
  - ・契約、交渉、訴訟に係る事務について市の財産上の利益や当事者としての地位を不当に害するおそれ
  - ・調査研究に係る事務について、公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
  - ・人事管理に係る事務について、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

## ● 開示、訂正、利用停止が認められず不服のあるときは？

請求した個人情報の開示、訂正、利用停止の全部又は一部が認められず、その決定に不服があるときは、実施機関に対し、その決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます。

⑥ 諮問

審査請求があると実施機関は、第三者機関である情報公開・個人情報保護審査会に意見を求めます。情報公開・個人情報保護審査会はその内容を審査し、結果を実施機関に通知します。

実施機関はその答申を尊重して開示等の可否を裁決し、審査請求人へ通知します。

⑦ 答申



情報公開・個人情報保護審査会